

労働者側

- (一) 七月十四日争議園ハ全員ニテ工場ニ至リ代表者ヲ選出シ  
 〇支配人ト會見シ當此支配方ニ関シ交渉ヲ行ヒタルカ拒絶  
 セラレ給料ノ残額ヲ差領シ始團セルカ帰途デモニ移ラムト  
 此ルニ所轄大崎署ハ之レシテ鎮撫シ事ナキヲ得タリ
  - (二) 七月十八日午後七時園争議園員十二名ハ廻町平河ハ半園  
 太郎方ヲ訪問シ内ニ名ハ代表トナリ留守番ニ対シ平園ノ解  
 決斡旋方ヲ依頼シテ立去レリ
  - (三) 殘留職工ハ未解雇ナリシカ十八日迄ノ期限附勧告状ヲ受ケ  
 タルカ就業セサル為十九日夕刻迄未解雇ノ通知ヲ受ケタル  
 者等ハハ會社ノ態度強硬ナリ為氣勢ヲ挫カレ寄々抗議ノ上  
 二十三日ヨリ就業スル旨決定シ争議園ヲ引揚ケタリ
  - (四) 前項ノ如ク四十一名共七月廿三日ヨリ就業ス
- ハ會社側

- (一) 七月十四日午後一時ヨリ七月二十二日ヨリ廿七日迄ノ給料  
 ヲ支拂フ
  - (二) 七月十五日工場名ヲ以テ一級町民ニ対シ争議發生ノ報告ヲ  
 兼テ挨拶状ヲ配布セリ
  - (三) 七月十五日工場支配人山口恒三名義ヲ以テ不解雇職工(争議  
 参加ノ)ニ対シ情ヲ尽シタル就業勧告状ヲ郵送セリ
  - (四) 七月十七日工場名ヲ以テ第二由ノ出勤勧告状ヲ差出シ十八  
 日迄出勤セサルニ於テハ坐戒解雇スヘキ旨ヲ直達シ重ネテ  
 家庭ヲ訪問シ争議ノ切崩ヲ行ヘリ
  - (五) 右通知ヲ受ケタルモ猶就業セサル殘留職工等ニ対シテ會社  
 ハ違ニ十九日夕刻未解雇ノ通知ヲ郵送セリ
- 交渉状況

(一) 七月二十日殘留職工持田厚雄等五名ハ會社ヲ訪シ殘留職工  
 四十一名ハ二十三日ヨリ就業スルコトヲ山口支配人ニ申出